委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月13日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	
	○ 知事	● 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県	
3. 市区町村名	広島市	
4. 届出番号	20	
5. 独自利用事務の事例番 号	109-1	
6. 独自利用事務の対象者	本人又は配偶者若しくは扶養義務者	
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	平成28年3月29日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	•
9. 評価書番号	37	
10. 保護評価書の名称	広島市重度心身障害者医療費補助条例による重度心身障害者に係る医療費の 補助に関する事務	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj no=&kk name =%E5%BA%83%E5%B3%B6%E7%9C%8C%E5%BA%83%E5%B3%B6%E5%B8%82%E9%95%B 7&ev name=%E9%87%8D%E5%BA%A6%E5%BF%83%E8%BA%AB&ev type=2&ev type=3&ev type=4&opn date from gengo=5&opn date from year=3&opn date from mon th=11&opn date from day=24&opn date to gengo=5&opn date to year=5&opn date to month=10&opn date to day=2&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2	
12. 委任関係		•

執行機関名 広島市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
		広島市重度心身障害者医療費補助条例(昭和48年広島市条例第62号)による重度心身障害者に 係る医療費の補助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		広島市個人番号の利用に関する条例 別表第1 6の項
		広島市重度心身障害者医療費補助条例(昭和48年広島市条例第62号)による重 度心身障害者に係る医療費の補助に関する事務であって規則で定めるもの
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法 律第百二十三号) 第一条	広島市重度心身障害者医療費補助条例(昭和48年広島市条例第62号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児の福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、(重度心身障害者(以下「障害者」という。))に対し、医療費の一部を補助し、もつて(障害者の保健の向上に寄与するとともに、障害者の福祉の増進を図ること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		広島市重度心身障害者医療費補助条例(昭和48年広島市条例第62号) 広島市重度心身障害者医療費補助条例施行規則(昭和48年広島市規則第104 号)